

主な指摘事項【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

区分	項目	内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明 及び同意	<p>重要事項説明書及び契約書(以下「契約書等」)について、下記の点につき修正・追記を行うこと。 今後については、修正・追記を行った契約書等にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、修正・追記があることを説明し同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業者の職務の内容について記載すること。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合(償還払い)について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・第三者評価の実施状況について記載すること。 	1件
運営	栄養管理	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長は、栄養ケア・マネジメントに関する手順をあらかじめ定め、多職種が共同して栄養ケア・マネジメントを行う体制を整備すること。また、栄養ケア・マネジメント体制に関する成果を含めて評価し、改善すべき課題を設定し、継続的な品質改善に努めること。 ・初回の栄養ケア計画書作成について、施設全体で実務の手順を整理し、スクリーニング、アセスメント、栄養ケア計画書原案作成、多職種による会議の実施、栄養ケア計画書完成、入所者または家族への説明、栄養ケア計画内容実施の順とすること。 	1件
運営	非常災害対策	<p>非常災害に関する具体的計画として、消防法に基づく消防計画のみならず、風水害、地震等の災害に対処するための計画についても併せて策定し、双方の計画に基づく必要な訓練を定期的実施すること。</p>	1件
運営	地域との連携等	<p>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供にあたっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上当該会議に対し活動状況を報告したうえで、当該会議による評価を受けるとともに、当該会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。また、当該報告、評価、要望及び助言等についての記録を作成し、公表すること。</p>	1件

計4件